

瀬戸市国民健康保険運営協議会議事録

開催日時 平成30年7月30日 月曜日
開催場所 瀬戸市役所北庁舎5階 全員協議会室
出席者 会長 小林 甲一
(10名) 副会長 田邊 美千代
委員 堀谷 幸敏、服部 富久美、服部 安弘、青山 貴彦
梅林 隆、山田 英夫、川瀬 秀之、平子 久仁子

欠席者 委員 加藤 基、近藤 康博
(2名)

会議の事務に従事した職員 健康福祉部 部長 水野 典雄
健康福祉部 次長 中桐 章裕
国保年金課 課長 加藤 和浩、主幹 佐野 伸二、
課長補佐 畠山 文子、給付係長 佐野 由紀、
保険料係長 愛葉 猛、給付係主査 柴田 純一

開会時間 午後2時00分
閉会時間 午後3時15分
傍聴者 1名

発言者 ・ 議 事 内 容

(事務局)

定刻となったため瀬戸市国民健康保険運営協議会を始める。

現時点で傍聴希望者は1名である。

委員に異動があったので紹介する。

保険医・保険薬剤師代表委員 近藤康博委員

事務局の異動について、報告する。

事務局を代表し、健康福祉部長の水野より挨拶する。

(事務局)

平成30年度からの県単位化は今のところ順調である。

後の説明のとおり、保険料の料率も前年度並みである。

本日も諮問事項等について指導意見を願います。

(事務局)

議事進行については、小林会長に願います。

(会長)

国民健康保険運営協議会の会議を始める。

現時点で、9名出席のため、会議は成立している。

また、本日の議事録署名人は、被保険者代表の服部安弘委員と保険医・保険薬剤師代表梅林隆委員に依頼する。

毎回、少し国民健康保険に関わる話を社会保障の視点からする。これまでの話しや、部長からの話しにあるように、この平成30年度というのは非常に重要な年。意外に世の中ではあまり注目をされていないが、国民健康保険の保険の運営主体が市町村から都道府県に移った。これは戦後の医療保障に係わる改革・制度変更の中ではおそらく2番目に大きい。1番大きいのは、特に財源調達に限れば、1983年老人保健制度の成立があり、その後も随分年数経っている。私の知る限り、これ自体はおそらく厚労省の間では10年以上前から計画にはあったが、都道府県が納得しないなど色々あり調整をずっと進めてきたが、最終的に今回このようになったということ。これまでも話をしてきたように、市町村から見ると国民健康保険の「保険」の主体は都道府県に移るわけで、逆に「保健」を含めた健康保険制度の維持とか責任の役割分担として市町村の位置付けが改めて重要になったといえる。決して保険財政のことを都道府県に任せていれば済むというわけではなく、ある意味ではこれまで以上に責任が明確になった。

皆さんもお気づきだと思うが、こここのところ社会保障改革というのは、これまでは国が大きな力とお金を使って国民の生活を守るという形で福祉国家と言われながらやってきた。それが色々な理由でやりきれなくなったので、なんとなく社会保障の軸が国とか中央から地方とか地方自治体に移ってきている、それは間違いないと思う。国が責任を放棄しているわけではないと思うが、より生活に身近な市町村や地域に一定の役割を持ってもらいたいという意味での役割分担の仕切り直しを進めている中で、お気づきのようにこの健康保険制度については市町村から都道府県へと少し逆にベクトルが動いている。ただこれは、実はそうではなくて、都道府県とはいうが元々国がかなり国民健康保険を手を替え品を替えて支えていたわけで、その中で成り立ってきたのが実際である。市町村が運用してきたわけだが、大きな国の支えがあつてやっとできてきた、その意味で決して逆のベクトルではない。要するに地域として地方自治体として市町村として、やるべきことは決して小さくなっていない、責任という意味ではむしろ大きくなってきたということ

ではないかと思う。

今日は、ここに本を持ってきた。最近出た本で広井良典さんの「持続可能な医療」。私は社会保障の分野で医療保障についてはこの人を一番信頼している。もし皆さんよろしければ、ぜひ医療のことをこれから考えていく上で、ぜひ読んでいただければ面白いと思う。広井さんというのは日本の社会保障の研究者の中でもトップクラスで3本の指に入る有名な人で、特に医療保障の専門家最近は色々なことをやっている。後半では、政策としての医療、コミュニティとしての医療、社会保障としての医療という形で、特に医療に関しては私が今言ったようなことも書いてあるし、すごく面白いことが書いてあるので是非お読みいただければと思う。

次第に沿って議事を進めていく。

本日は諮問事項が1件あるため、これを取り扱う。

1 諮問事項

「(1) 平成30年度瀬戸市国民健康保険事業特別会計補正予算(案)について」を議題とする。

事務局より説明をお願いします。

(事務局)

<資料に基づき説明>

(会長)

これまでずっと見てこられた方は、お解りかと思うが、補正予算としては額が非常に少ない。財政の基本が都道府県に移ったので、そこの遣り繰りが少なくなった。いまの説明に関して質問はあるか。

それでは、諮問事項について採決に入る。
賛成の方挙手を求める。

<全員挙手>

全員賛成で承認された。

次の報告事項に移る。

今回は報告事項が多いし、先ほど話があったように、新しい制度に基づいた色々な説明も出てくる。重要な保険料の保険料率の本算定の話も出てくる、じっくりと注意深く聞いてほしい。今後、新しい制度に基づいて説明が積み重ねられていくと思うが、本当の初めのところなので何か

質問があれば、遠慮なく質問意見をとと思う。

2 報告事項

「(1) 平成29年度瀬戸市国民健康保険事業特別会計補正予算について」

「(2) 平成30年度瀬戸市国民健康保険事業特別会計当初予算について」

「(3) 瀬戸市国民健康保険条例の一部改正について」を議題とする。

事務局から説明をお願いします。

(事務局)

<資料に基づき説明>

(会長)

これについては、(2)の当初予算は異なるが、先ほども説明があったように旧制度、基本的には昨年度までの話であり、内容についてはこの会議において概ね見ているところを改めて議会で審議の結果を踏まえてご報告くださいという内容である。

いまの説明に関して質問はあるか。

次の議題に移る。

(4)からが新しいところに少しずつ近づいて行く。特に資料3で詳しい説明が聞ける。

2 報告事項

「(4) 平成29年度瀬戸市国民健康保険事業特別会計決算見込みについて」を議題とする。

事務局から説明をお願いします。

(事務局)

<資料に基づき説明>

(会長)

先ほどから新しいこととばかり言っているが、これまでが前の仕組みでの決算ということ。平成30年度以降は新しい制度の下で行われる。

いまの説明に関して質問はあるか。

次の議題に移る。

2 報告事項

「(5) 平成30年度瀬戸市国民健康保険料の本算定料率について」を議題とする。

まず1ページ目が新しいものなので、1ページをご説明し、質問があるかもしれないので、そこで一回切る。

事務局から説明をお願いします。

(事務局)

<資料に基づき説明>

(会長)

これがこれからの保険料率を確定していくためのロジックである。今までとだいぶ違う。

いまの説明に関して質問はあるか。

(委員)

この広域化に伴う、効率化なので、被保険者にメリットがある話とは思いますが、市町村に何かメリットはあるか。資料を見ているとやることだけやって、お金だけ払ってとも見えるが。

(事務局)

それぞれで運営していると規模が小さくなるほど、一人の給付費・医療費で大きな方が突然出てしまうと、その年度の給付費を圧迫してしまうということが度々あるが、まずその給付費の心配をしなくて良い、愛知県という大きな財布の中で運営していくので安定するということが大きな制度の柱になる。

(会長)

各市町村から見ると、リスク分散というのが保険の原理であるが、それを小さなものも大きなものも市町村単位で行っていたものが大きな単位となるので、それだけ安定的になるというのが仕組みとしての説明である。当然、市町村により温度差というか違いがある。小さいところは説明のとおりで、瀬戸は中くらいで、名古屋市に至ってはそう変わらない。年間大きな額の給付費を抱えた被保険者の方がその市町村に出てしまうと、それだけで大変なことになるという町もあったのでそれは随分と違ってくると思う。

もう一つは先ほどの平成29年度で説明もあったように、財政の遣り繰りが複雑で論理的には同じことなのですが、後付けでやるのと前もってやる違いがある。気を付けないといけないのは市町村や個々の被保険者が努力をしないということになりかねない。これは本当に瀬戸市もより効率的でかつ全体としてみれば皆さんが健康で保険給付が抑えられた方が制度としては運営がしやすいので、その方向へ向かうような努力の必要はある。

結果として瀬戸市は保険料率に大きな変更はないが、小さい市町村など普通は上がるはず。結果として、ちょうど瀬戸は規模も中くらいで、かつこれまでどっちかということちゃんとやってきたと。そういった色々な要素がからんでいるが、瀬戸にしていると「そうかわらないや」という話になるのかもしれないが、全体としては大きな話になる。

保険料率の算定というところで見ると、多少どっちかわからないけどとりあえずやってみようというような算定があったわけですが、これからはそうはならない。ある程度県から決められてきて、それに合わせてやっていくので。そういうところで、リスクが分散された、県の方でまとめてもらっているのというところの安定感安心感は、随分違うのではと思う。

他に質問はあるか。

事務局から説明をお願いします。

(事務局)

<資料に基づき説明>

(会長)

いまの説明に関して質問はあるか。

ほぼ、前年度並みで行けると、若干少し低くなっているが。

最後の資料も興味深い。

特に質問ないようであれば、報告事項について終わる。

次の議題に移る。

3 その他

事務局から説明をお願いします。

(事務局)

国民健康保険の被保険者証には、2年に1回の更新となっており、本年度が更新の年となる。

8月8日に新しい被保険者証を発送する予定。今回変更となる点は、この被保険者証の一番上に「愛知県」という文字が入る。またと、一番右下の保険者が「交付者名」に形が変わる。

(会長)

これが一番被保険者の方々にとってはわかりやすい、タイトルに「愛知県」と。今までは瀬戸市だったが。そして交付者名の方が瀬戸市になる。それはそれで大きいことかなと思うが。

いまの説明に関して質問はあるか。

その外何かあるか。

予定されていた議題はこれで終了したため、本日の運営協議会を終了したいと思うが、事務局から連絡事項等はあるか。

なければこれで終了する。ありがとうございました。